非支配株主に帰属する当期純利益								
親会社株主に帰属する当期純利益								
経営指標（%）								
当期利益ＲＯＥ（＝親会社株主に帰属する当期純利益／純資産）								
当期利益ＲＯＡ（＝親会社株主に帰属する当期純利益／総資産）								

（記載上の注意）

1．上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。

2．過去の実績については、過去３年分記載すること。実績見込みについては、実施計画の期間と同一の期間記載すること。

3．事業年度末の計数を記載すること。

4．全ての申請金融機関等（申請者）について作成すること。なお、組織再編成等により金融機関等の種類が異なることとなる場合にあっては、過去の実績又は実績見込み及び実施計画の期間中の見込みを同一の連続した表形式で記載することを要しない。

5．銀行等については、適宜必要な修正を行うこと。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月二十一日）から施行する。

○内閣府・農林水産省令第五号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第二条第六項第八号の規定に基づき、農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年七月九日

内閣総理大臣　菅　義偉
農林水産大臣　野上浩太郎

農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令

農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第四章　略］	［第一章～第四章　同上］
第五章　農水産業協同組合の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置（第六十条―第七十四条）	［第五章　雑則（第六十条・第六十一条）］
第六章　雑則（第七十五条・第七十六条）	
附則	附則